

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 法人税等電子申告の義務化とその他電子申告等

2017年に国税庁から「税務行政の将来像」が公表され、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱に申告手続等のデジタル化が進められています。

法人税等電子申告の義務化

項目	内容
対象法人	事業年度開始の時の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人及び特定目的会社
対象税目	法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税及び法人事業税
対象手続	確定申告書、中間（予定、仮決算）申告書、修正申告書、還付申告書
対象書類	申告書及び添付書類のすべて ただし、e-Taxの使用が困難であると認められる場合は例外的に書面提出も可能
適用開始時期	2020年4月1日以後開始する事業年度
手続	義務化対象事業年度開始の日から1ヵ月以内に所轄税務署長に届出書の提出が必要

その他電子申告等

法人税等電子申告は、資本金1億円超の法人等に義務化されますが、この他電子化が可能な申告、届出等および納税はつぎのとおりです。

区分	項目	内容
申告	地方税	償却資産税、事業所税
届出・申請等	法人税（地方税）	設立届出書、青色申告の承認申請書、欠損金の繰戻し還付請求書、異動届出書、申告書の提出期限の延長の承認申請書など
	消費税	課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書など
	法定調書	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、源泉徴収票、支払調書、給与支払報告書など
帳簿等	帳簿書類	一定の保存要件等を満たす場合には、所轄税務署長等の承認を受けることにより、国税関係帳簿書類を電磁的記録として保存することが可能
	電子取引	一定の保存要件等を満たす場合には、税務署長等の承認を受けることなく、電子取引データを電磁的記録として保存することが可能
納税	ダイレクト納付	事前に税務署へ届出等をしておくことで、e-Taxで電子申告等または納付情報登録をした後、届出をした預貯金口座からの振替により、即時または期日を指定して納付する方法
	インターネットバンキング等	登録方式（e-Taxに事前に納付情報を登録）と入力方式（納付指図時に納付情報を入力）のいずれかにより、インターネットバンキングやモバイルバンキングにより納付する方法

お見逃しなく！

- ・2020年4月以降、資本金1億円超の法人等が書面申告をした場合、申告書は無効となり無申告加算税の対象となります。
- ・一定の要件を満たす場合には、クレジットカード納付、コンビニ納付による納税も認められます。